

改正 平成22年4月1日  
平成25年4月1日

平成23年10月1日

(目的)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法律」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「基準」という。)及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)に基づき、四国大学(短期大学部を含む。以下「本学」という。)において、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するための実験等(以下「動物実験等」という。)の計画及び実施に際し、科学的かつ動物愛護の観点から遵守すべき必要な事項を定め、もって、安全かつ適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、法律、基準、基本指針において定めるところとする。

(適用)

第3条 この規則は、本学において行われる実験動物を用いたすべての動物実験等に適用する。なお、実験動物以外の動物を用いる動物実験等についても、この規則の趣旨に沿って実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(学長による総括)

第4条 学長は、本学において実施される動物実験等の安全確保に関する事項を総括する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(動物実験委員会)

第5条 本学に、動物実験計画を立案し、実施する場合に必要な事項を審議することを目的として、四国大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討又は審議し、学長に助言する。

- (1) 動物実験計画の審査に関すること。
- (2) 教育訓練計画の策定に関すること。
- (3) 実験動物の管理及び動物実験等の実施状況に関すること。
- (4) その他動物実験等に関し必要な事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部長及び短期大学部部長のうちから学長が指名した者 2人
- (2) 動物実験等を実施する本学専任教員 2人
- (3) 動物実験等を実施しない本学専任教員 2人
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干人

4 前項第1号から第3号まで及び第5号の委員は学長が命じ、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

8 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 9 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 10 委員会の事務は、総合企画課において処理する。

一部改正〔平成22年4月1日、23年10月1日、25年4月1日〕

(実験管理者)

第6条 本学に、動物実験等に係る安全の確保に関し学長を補佐するため、動物実験等管理者（以下「実験管理者」という。）を置く。

- 2 実験管理者は、動物実験等を実施する学部の長及び短期大学部部長をもって充てる。
- 3 実験管理者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
  - (1) 動物実験等が法律、基準、基本指針及びこの規則に従って適正に実施されていることの確認
  - (2) 動物実験等を実施する者（以下「実験実施者」という。）に対する教育訓練及び助言・指導等
  - (3) その他動物実験等の安全確保に関する必要な事項の処理

一部改正〔平成25年4月1日〕

(実験実施者の遵守事項等)

第7条 実験実施者は、動物実験等を計画し、実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、関連する実験方法に精通し、習熟するものとする。

- (1) 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (2) 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (3) 動物実験等の実施に当たっては、法律及び基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
- (4) 動物実験等の安全確保に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは実験動物の輸送中に事故等があった場合は、直ちにその旨を学長及び委員会に報告すること。
- (5) その他動物実験等を適切に行うために必要な事項を行うこと。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(動物実験計画の申請手続及び承認)

第8条 実験実施者は、動物実験等を実施するに当たっては、事前に別記様式1による動物実験計画書を、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による動物実験計画書を受理したときは委員会に付議し、その審査を経て承認又は却下の決定をし、その旨を実験実施者に通知するものとする。
- 3 実験実施者は、前項の規定により承認された動物実験計画を変更し、又は追加するに当たっては、別記様式2による動物実験計画（変更・追加）承認申請書を、学長に提出しなければならない。ただし、簡易な動物実験等については、この限りでない。
- 4 学長は、前項本文の規定による動物実験計画（変更・追加）承認申請書を受理したときは、第2項の規定に準じて処理するものとする。ただし、軽微な変更又は追加である場合は、委員会への付議を省略することができる。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(動物実験等実施結果の報告等)

第9条 実験実施者は、動物実験等を実施した場合又は中止した場合は、別記様式3による動物実験報告書により速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは委員会に付議し、その審査の結果必要がある場合は、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じるものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(飼養保管施設、動物実験室の設置申請手続及び承認)

第10条 実験実施者は、動物実験等のための飼養保管施設を設置する場合、別記様式4による飼養保

管施設設置申請書を学長に提出し、その承認を得ることとし、承認を得た後でなければ、飼養及び保管を行うことができない。

- 2 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。
  - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
  - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
  - (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
  - (4) 実験動物が逸走しないような構造及び強度を有すること。
  - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 3 実験実施者は、動物実験室を設置する場合、別記様式5による動物実験室設置申請書を学長に提出し、その承認を得ることとし、動物実験計画書に基づく動物実験等は、当該承認を得た動物実験室でなければ行うことができない。
- 4 動物実験室は、常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置を執るものとする。
- 5 学長は、飼養保管施設及び動物実験室の設置承認に当たっては、委員会の意見を聴き、決定するものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(施設等の廃止)

第11条 実験実施者は、飼養保管施設を廃止する場合は、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡す等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 実験実施者は、飼養保管施設及び動物実験室を廃止する場合は、別記様式6による施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届を学長に提出しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(実験動物の飼養及び保管)

第12条 実験実施者は、施設の立地、整備状況及び飼育能力並びに実験実施者が策定した動物実験計画を勘案の上、実験動物を飼養、及び保管しなければならない。

- 2 実験実施者は、施設への実験動物の搬入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者等及び他の実験動物の健康を損なうことのないように努めなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 実験実施者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の補給を行うこと。
- (2) 実験動物が動物実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(実験終了後の処置)

第14条 実験実施者は、動物実験等を終了した動物に対して、適正な処置を行うものとする。

- 2 実験実施者は、動物の死体について、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(生活環境の保全)

第15条 実験実施者は、物理的、化学的に危険な物質、病原体あるいは遺伝子組換え生物等を用いる実験等においては、これらに関連した規則等に従わなければならない。

- 2 実験実施者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、飼養保管施設及び動物実験室を常に清潔にして微生物等による汚染、悪臭の発生等を防止するとともに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(安全管理)

第16条 実験実施者は、飼養保管施設及び動物実験室外への環境汚染防止について、施設・設備の状

況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(緊急時の措置)

第17条 実験管理者及び実験実施者は、地震、火災その他の災害のため動物が逸走し、生態系に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、その旨を学長に報告しなければならない。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(教育訓練の実施)

第18条 学長は、実験実施者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練を実施するとともに、その他実験管理者等の資質向上を図るために、必要な措置を講じるものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(自己点検・評価及び検証)

第19条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、本学における動物実験等の基本指針等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、必要に応じて、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努めるものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(情報公開)

第20条 学長は、動物実験等の申請、承認状況について、毎年1回程度公表するものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成25年4月1日〕

附 則

この規則は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式1

一部改正〔平成22年4月1日、25年4月1日〕

別記様式2

一部改正〔平成25年4月1日〕

別記様式3

一部改正〔平成22年4月1日、25年4月1日〕

別記様式4

一部改正〔平成25年4月1日〕

別記様式5

一部改正〔平成25年4月1日〕

別記様式6

一部改正〔平成25年4月1日〕